

鯖江市住宅および事業所用 防犯カメラ

設置事業補助金



鯖江市内の防犯カメラ設置を増やすことで犯罪者に対する抑止力とし、犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とします。

補助対象者（以下の要件を全て満たす人）

◆家庭用（個人）向け

- ▶ 鯖江市に住所があり、鯖江市の住宅に居住する世帯主
- ▶ 住宅の所有者すべてに防犯カメラ設置についての同意を得ている居住者（借家等の場合）
- ▶ 市税を滞納していない人

※アパートなどの集合住宅や1度補助を受けた場合は対象となりません。

◆事業所向け

- ▶ 市内の店舗もしくは事務所等（共同住宅を除く）を有している法人または個人事業主
- ▶ 建物の所有者すべてに防犯カメラ設置について同意を得ている（テナント等の場合）
- ▶ 市税を滞納していない

補助対象となる防犯カメラ（以下の要件を全て満たすもの）

- ▶ 犯罪の発生を抑制するために住宅（店舗もしくは事業所等）の敷地内を撮影するもの
- ▶ 自己の住宅（店舗もしくは事業所等）など必要最小限の範囲を撮影するもの
- ▶ 撮影した画像を記録する装置または機能を有するもの

※1戸（1事業所）につき1台を限度とします（※2世帯住宅は1戸とみなします）。

※被写体を自動追尾する機能を有した防犯カメラは除きます。

※外から見えやすい位置に防犯カメラの作動を明示する表示板を設置していただきます。

※水平方向や垂直方向に首を振ることができる防犯カメラは除きます。

補助対象経費

- ▶ 防犯カメラやレコーダー等の機器の購入費
- ▶ 防犯カメラおよびケーブル等の設置工事費

※以下の費用については補助の対象となりません。

- ・画像データを保存および閲覧するためのスマートフォンおよびタブレットの購入・レンタルに関する費用
- ・録画機能付きのドアホン等の購入および設置に関する費用
- ・既存設備の修繕、移設、撤去に関する費用

補助金額

- ▶ 補助率 **補助対象経費の1/2の額**（1,000円未満切り捨て）

- ▶ 上限額 **20,000円**

・補助例 補助対象経費が 39,800円 の場合

39,800円 ÷ 2 = 19,900円 → **19,000円**（1,000円未満切り捨て）

その他

- ▶ 購入・設置をする前に補助申請が必要になります。

申請書は防災危機管理課に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ▶ 先着順です。予算がなくなり次第終了します。



防災危機管理課 防災・危機管理グループ

TEL: 53-2205 FAX: 51-8151

Mail: SC-Bosai@city.sabae.lg.jp